

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	京丹後市 (262129)
地域名 (地域内農業集落名)	二区 (神谷区、河梨区、口馬地区、奥馬地区、口三谷区、奥三谷区、甲坂区、栃谷区)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月16日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【現状】

- ・水田においては、担い手を中心に水稻栽培を行っており、畑地に関しては新規就農者が入植し担い手として活躍している。
- ・水稻は高齢化と遊休地が増加しているが、一部では若手農業者グループによる共同管理が導入されている。遊休地管理、農道管理に住民は非常に協力的。
- ・ネットワークRTKを利用した自動操舵等のスマート農業活動を試験運用中。

【課題】

- ・高齢化等による後継者不足に伴い、規模縮小、離農、遊休農地の増加が懸念されるが、農地を引き受ける担い手が少ないため、空き農地が発生した際の受け手と新規就農者の確保が課題である。
→水田では、耕作農地が分散しているため営農効率が悪い。また、農地の利用調整組織がないため、農地の集積・集約化が図れていない。
- ・鳥獣被害により、耕作放棄地の増加や営農意欲の低下が危惧される。
- ・地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、分散する担い手の農地を集約するとともに、地域で取り組める新たな作物として飼料作物の栽培方法を検討していく必要がある。
- ・柵、用水路の老朽化による圃場の荒廃。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水田においては、水稻栽培を中心としつつ、JAや丹後農業改良普及センター等と連携し、高収益作物、特別栽培米、有機農業等への切り替えを検討する。
- ・地域外からの営農希望者の確保は必須。地域住民にも当事者意識を持ってもらい、農業を通じた地域づくりで地域全体の活性化を図り、農地、遊休地管理、農道管理の維持管理を進める。
- ・営農組合設立、機器共同利用、栽培管理の省力化などを進める。YouTubeで生産活動を発信し、それを新規就農希望者へ結びつける。
- ・地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるよう必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積

136 ha

うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	121 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。
・水稻栽培を中心に行い、担い手への農地の集積、集納化を基本としつつ担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・圃場整備の継続、農業用施設の更新、大型農業用機械の導入が必要。 ・担い手への農地集積、集納を図り効率的な農地利用を進めつつ農業を担う者も農地利用を進める。 ・農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・国営開発農地(畑地・果樹園)では京都府農業会議が介在し、新規就農希望者参入の促進が図られている。 ・農地中間管理事業の活用を検討し、担い手への農地集積を行い段階的に集積化する。
(3)基盤整備事業への取組方針
・農地中間管理機構関連農地整備事業を活用中。暗渠排水、石礫除去等。 ・農業情勢を鑑み、地権者、担い手などの意向を考慮の上で検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・YouTubeやInstagramで農地や生産活動の発信や就農相談会への出展を検討。 ・地域内外から多様な経営体を募り意向を踏まえながら担い手として育成してくため関係機関と連携し、相談しながら定着まで切れ目なしで取り組んでいく。 ・市町村やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術や農業用機械のレンタルなどの支援や生産する農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内の農道や国営開発農地周辺は、農業者以外の住民も参加して定期的に補修や草刈りなどの管理をしている。田畑の遊休地草刈りは地域内役員に作業を委託している。 担い手の意向を踏まえ、検討する。 ・地域内で農作業の効率化を図るため機械作業等は地域の担い手へ委託するとともに、それ以外の集約作業並びに担い手が引き受けるまでの作業は、地域内事業体に委託し、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①集落による鳥獣害防護柵等の設置を進め、担い手が営農しやすい環境を整える。
野生動物用4Gカメラを数台運用し、野生動物の出没状況を監視。
- ③ネットワークRTKを利用したトラクター自動操舵等のスマート農業活動を試験運用。また、色彩選別機を導入し、品質向上と高収益を図っている。
- ⑤遊休地に果樹等を植える。
- ⑦多面的機能支払交付金を活用し、農地、水路、農道等の地域資源の保全、管理を進める。また、活動組織の広域の検討を進める。
- ⑧水田では、井堰や、用水路の点検修繕を行い利用の継続を図る。
- ⑩新規就農者を受け入れ集落の若返りを図り集落全体で農地を守る取り組みを進める。